

登録後の民泊制度運営システム利用申込について

民泊制度運営システムを利用せずに登録を行った住宅宿泊管理業者・仲介業者様について、登録後に民泊制度運営システムの利用を希望される場合は以下のとおりご対応をお願いします。

- ① 民泊制度運営システムで利用者登録を行ってください。

(利用者登録)

<https://www.minpaku.mlit.go.jp/jigyo/partnerCreate>

- ② 利用者登録を行ったご氏名、ユーザ名（※1）等を別添様式に記載し、連絡窓口にご提出をお願いします。連絡窓口にて別添様式を提出する際には、ご本人様であることを確認できる書類の写し（※2）をご提出ください。

※1 利用者登録をした際に送信される仮登録メールに記載されています。メールアドレスの末尾にcまたはkと記載されているものです。

※2 本人確認書類の詳細については、本利用申込書を提出する連絡窓口にご確認ください。

- ③ 連絡窓口は、新規・更新の登録申請先と同様です。以下よりご確認ください。

○ 管理業：

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/acting/index.html>

○ 仲介業：

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/mediation/index.html>

- ④ 申込書ご提出後1週間程度でシステム利用ができるようになります。

以上